

防災会議委員（関係機関）からの意見照会の結果

別紙 1 - 1

NO.	機関名称	編	章	節	頁	箇所	内容		対応
							旧	新	
1	関東財務局宇都宮財務事務所								修正無し
2	関東農政局	震災	2	12	138	第1-2-(3)	「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて（平成29年4月27日 2 閣生第201号）。	「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて（令和6年4月24日 6 閣生第178号）。	意見の通り修正
3	関東運輸局								修正無し
4	宇都宮地方気象台	総則		1	2	第3	震災対策編（表） 第3章 災害復旧・復興計 [資料総3-6 長周期地震動に関する情報]	震災対策編（表） 第3章 災害復旧・復興計 [資料総3-6 気象庁が発表する緊急地震速報の種類]	意見の通り修正
		総則		3	15	第1-7		[資料総3-7 長周期地震動に関する情報]	意見の通り修正 (資料編に盛り込む)
		総則		3	19	第3-2-(1)	栃木県における明治以降の被害地震（表） 2021.2.13 震度6強	栃木県における明治以降の被害地震（表） 2021.2.13 震度4	
		総則		3	19-20	第3-2-(2)	「栃木県周辺で起こり得る主な地震」（表）	表の更新（R7.1.1更新）	
		風水	2	3	40	第3-3-(1)	洪水注意報（表）	表の更新（R5.6.8更新）	
		風水	2	3	41	第3-3-(1)	洪水警報（表）	表の更新（R5.6.8更新）	
		風水	2	3	42	第3-3-(1)	また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で1時間雨量110mmを越える雨量が観測・解析された際に発表される。	また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で1時間雨量110mmを越える雨量が観測・解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。	意見の通り修正
		風水	7	1	86	第1-1	※ 竜巻注意情報 番注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、宇都宮地方気象台が栃木県（北部・南部）を対象に発表する（有効期間を発表から1時間としており、注意すべき状況が続く場合には再度発表される）。	※ 竜巻注意情報 番注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、気象庁が栃木県（北部・南部）を対象に発表する（有効期間を発表から1時間としており、注意すべき状況が続く場合には再度発表される）。	
5	宇都宮労働基準監督署	総則		2	6	第1-4	厚生労働省栃木労働局宇都宮労働基準監督署（1）産業安全（鉱山関係を除く。）に関する事 （2）災害時の関係労働者の安全に関する事。	厚生労働省栃木労働局宇都宮労働基準監督署（1）産業安全（鉱山関係を除く。）に関する事 （2）労働者の安全衛生に関する事。 （3）労働者等の労災補償に関する事。 （4）労働者の労働条件に関する事。	意見の通り修正
6	関東地方整備局下館河川事務所								修正無し
7	関東地方整備局宇都宮国道事務所								修正無し
8	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	震災	2	6	108	第2-1-(3)	特に緊急を要し、かつ知事に対して依頼を行うことができないときは、速やかにその旨及び災害の状況等を陸上自衛隊第12特科連隊に通知する。	特に緊急を要し、かつ知事に対して依頼を行うことができないときは、速やかにその旨及び災害の状況等を陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知する。	意見の通り修正
		震災	2	6	110	第2-5	災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう留意し、事前に県及び陸上自衛隊第12特科連隊長と協議を行い、知事を通じて自衛隊に対する災害派遣部隊の撤収を要請する。	災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう留意し、事前に県及び陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長と協議を行い、知事を通じて自衛隊に対する災害派遣部隊の撤収を要請する。	
9	栃木県宇都宮土木事務所	風水	1	11	17	第1-1-(1)	土砂災害警戒区域箇所数（表） 土砂災害警戒区域 土石流 レベルⅠ 23 レベルⅡ 56 （うち）特別警戒区域 レベルⅠ 15 レベルⅡ 35	土砂災害警戒区域箇所数（表） 土砂災害警戒区域 土石流 レベルⅠ 22 レベルⅡ 57 （うち）特別警戒区域 レベルⅠ 14 レベルⅡ 36	意見の通り修正
		総則		2	5	第1-3	(1)災害情報に関する事。 (2)被災者の救出救護に関する事。 (3)行方不明者の調査に関する事。 (4)遺体の検視に関する事。 (5)交通規制に関する事。 (6)交通信号施設等の保全に関する事。 (7)犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 (8)火薬類、銃砲刀剣類及び危険物の取締りに関する事。	(1)災害情報の収集及び被害実態の把握に関する事。 (2)住民の避難誘導、被災者の救出救助に関する事。 (3)行方不明者の捜索及び遺体の検視に関する事。 (4)交通の規制及び交通信号施設等の保全に関する事。 (5)犯罪の予防取締、その他治安維持に関する事。 (6)火薬類、銃砲刀剣類及び危険物の取締りに関する事。	
		震災	2	4	89	第1-1	警察官 (2)人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれがある者に対して、特に急を要するとき。	警察官 (2)人の生命若しくは、身体に危険を及ぼすおそれのある天災などの危険な事態がある場合で、危害を受けるおそれがある者に対して特に急を要するとき。	

